

解放令と部落解放運動

(社会科)

対象：小学 6 年生以上

1 本時の主眼

「解放令」が出された後、身分上厳しく差別された人々が、多くのところで差別と生活苦に見舞われたことを学んだ子どもたちが、人々がどのように行動したのかを考える場面で、人々の動きを確認することを通して、中には差別を跳ね返そうと自ら立ち上がった人々がいて、一部は権利を獲得できたことを知り、その行動の価値に共感し、自らの生活について考えることができる。

2 本時の位置 2 時間扱いの第 2 時

前時…解放令が出され喜びで迎えられたが、多くの人々の生活は苦しくなり、差別は温存されたことを知った。(『人権教育指導資料集』 p 105 参照)

3 人権教育の視点

- 解放令を受けて、自ら人間の尊厳を求める人権確立の運動に立ち上がった人々がいたことを知る。(知識)
- 自由と平等など権利を求めて行動しようとする生き方に共感する。(価値・態度)

4 指導上の留意点

- 単なる推測に終わらないように、資料①の具体的な取組から考えさせる。

5 展 開

段階	学習活動	予想される児童・生徒の反応	指導・助言	時	備考
導入	1 前時の学習を振り返る。	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事が奪われ、税金が増え、生活が厳しくなった。 ・人々の意識は今までどおりで、差別はなくならなかった。 ・明治政府も対策をしなかったから、差別は残り、生活はこれまでよりも苦しくなった。 ・差別された人々は、それでも解放令を受け入れたのかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前時分かったことを発表させる。 ・特に人々の意識や明治政府の取組を想起させる。 	10	
展開	2 解放令が出た後の差別された人々の、行動を予想する。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 「解放令」が出された後、差別された人々はどのような行動をしたのか考えてみよう。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでも差別が続いてきたから、「やっぱり」と思ってあきらめた。 ・何か行動をおこすと、今までのように人々からひどい仕打ちをされると思って、何もしなかった。 ・解放令が出たのだから、それを理由にして闘おうとした。 ・みんなで話し合っ、他の村人と同じようにしてほしいと訴えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループで予想する。 ・当時の社会や人々の様子に照らして考えられるようにする。 	10	
	3 資料①から、差別された人々の行動を読み取る。	<ul style="list-style-type: none"> ・他の村人と、同じように生活したいと動き出した。 ・これまでの役をやめて、百姓と同じようにしてほしいと願った。 ・他の村人と、一緒にできるようにな 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組以前の様子を整理し、当時の様子をまず想像しておく。 ・権利として得られたこと、得られなかつ 	15	資料① 「K 村の差別されてきた人々の取組」

		<p>ったこともいくつかあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祭りを一緒にやることと、お坊さんのお話を同じように聞くことは拒否された。 	<p>たことを整理する。</p>		
ま と め	<p>4 人々の行動について思ったことや疑問を整理し、今後の自らの生活について考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差別をされた人々は、あきらめずに闘っていたんだな。 ・自ら差別をなくそうというところがすばらしい。自らというところを学びたい。 ・前時では、差別はなくならなかったと学習したのに、この村ではどうしてうまくいったのだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行動の価値について共有できるようにワークシートに分かったことを記入するよう促す。 ・K村以外のところではなかなか運動が進まなかったことを整理する。 ・K村でもすべてがうまくいったわけではないこと。また、これ以降は難しくなっていたことも必要に応じて補足する。 	10	ワークシート

K 村の差別されてきた人々の取組

資料①

取組 (申し入れ)	結果	その他
明治 5 年		
差別されてきた人々の役目であった、牢番 <small>ろうばん</small> をやめたい。	牢番役 <small>ろうばんやく</small> をとかれる。	長野県全体の牢屋 <small>ろうや</small> にまとめられたため。
お寺の「旦那 <small>だんな</small> 」にしてほしい。	「末寺」というそれまでのお寺の支配下にあるお寺の「旦那 <small>だんな</small> 」になった。	お寺では、それまでは百姓は「旦那 <small>だんな</small> 」、差別されてきた人々は「庭掃 <small>にわはき</small> 」と表現していた。
道普請 <small>みちふしん</small> (道路なおし) など他の村人と一緒にやりたい。	村は認めなかったが、県の指導で、一緒に行くこととなった。	同時に消防組織も一緒になった。
明治 6 年		
諏訪神社の祭りを他の村人と一緒にしたい。	村から受け入れられなかった。	三度願い出たが、差別された地域にも神社があるではないかという理由で、三度とも受け入れられなかった。
明治 7 年		
村役人の選挙に参加させてほしい。	次回の選挙から参加することとなった。	この年の選挙については知らせがなく、結果だけが通知されていた。
すもう興行 <small>こウぎョウ</small> を、他の村人と同じように見させてほしい。	見物賃を払ったうえ、見学できるようにした。	すもうなどの興行 <small>こウぎョウ</small> に対しては、これまではいろいろな役割を担っていたので、無料で見ることができた。しかし、差別された人々は「前の時代の役割を拒否 <small>きよひ</small> したい」、また「他の村人と同じように有料でよい」と願い出た。
お坊さんのお話 (説教 <small>せつきョウ</small>) を他の村人と同席で聞かせてほしい。	同席では聞かせられないという返答が、村からきた。	差別された人々は同席にしてもらえないなら、行かないと、行くことを拒否した。

(参照：「信州被差別部落の史的研究」尾崎行也著 柏書房)